

相模原市公告

相模原市契約規則（平成４年相模原市規則第９号）第５条の規定により、「データ作成装置賃貸借」について、次のとおり条件付一般競争入札を執行する。

令和８年８月１４日

相模原市長 本村 賢太郎

- １ 入札に付する事項
別紙「入札説明書」の１のとおり
- ２ 入札参加に必要な資格に関する事項
別紙「入札説明書」の２のとおり
- ３ 問合せ先及び契約条項を示す場所
別紙「入札説明書」の３のとおり
- ４ 入札参加の手続きに関する事項
別紙「入札説明書」の４のとおり
- ５ 入札・開札の日時に関する事項
別紙「入札説明書」の５のとおり
- ６ 入札参加資格の喪失に関する事項
別紙「入札説明書」の６のとおり
- ７ 入札説明書（仕様書等）に関する事項
別紙「入札説明書」の７のとおり
- ８ 入札保証金に関する事項
別紙「入札説明書」の８のとおり
- ９ 入札金額の記載に関する事項
別紙「入札説明書」の９のとおり
- １０ 入札の無効に関する事項
別紙「入札説明書」の１０のとおり
- １１ 落札者の決定方法に関する事項
別紙「入札説明書」の１１のとおり
- １２ 契約保証金に関する事項
別紙「入札説明書」の１２のとおり
- １３ 入札の中止等に関する事項
別紙「入札説明書」の１３のとおり
- １４ 契約金の支払方法に関する事項
別紙「入札説明書」の１４のとおり
- １５ 異議の申立て
別紙「入札説明書」の１６のとおり
- １６ その他
 - （１）契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。
 - （２）落札決定後、契約締結までの間に、入札説明書に記載の「２ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の（１）から（１０）までのいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
 - （３）談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成１６年６月１日施行）によるものとする。
 - （４）この公告に規定のない事項については、「相模原市契約規則」によるものとする。